

○門真市環境基本条例  
平成25年9月30日門真市条例第28号  
門真市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本施策（第7条）

第3章 総合的かつ計画的推進（第8条—第15条）

附則

門真市は、先人たちが平坦な低湿地帯を活かし、水路に田舟が行き交う中でれんこん栽培などの農業を発展させ、くすのきの大木で知られる薫蓋樟などの社寺林とともに水と緑の織り成す環境の下で自然と共生し、歴史と文化を育んできました。しかしながら、産業の発展による急速な都市化の進行によって、産業文化都市へと変貌するとともに農地は減少し、水路利用の変化と相まって、かつての身近に自然と触れ合うことができる環境は様変わりしました。また、資源やエネルギーの大量消費に支えられたライフスタイルや事業活動は、生活環境に大きな影響を与えると同時に、地球環境へも負荷を与えるようになったことから、地球温暖化や生物多様性、ごみ、公害など幅広い環境問題が私たちの生活に密接に関わっていることを認識し、低炭素社会や循環型社会など、持続可能な社会づくりを進めていくことが必要とされています。かけがえのない地球を守り、人の健康や生態系等に対する「安全・安心」の確保を前提に、健全で恵み豊かな環境を保全し、良好で快適な環境の創造に取り組み、将来に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務です。私たちは、市、市民、事業者の協働により、自然と人との触れ合いが保たれ、地球に優しいまちづくりを進め、より良い環境を次の世代に継承していくことを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化等の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下並びに悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、全ての市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、循環型社会を構築し、大気、水、土壌その他の環境を良好に保ち、持続可能な社会を実現することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるまちの実現を目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題として認識し、事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、自主的かつ積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市域の地域特性に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者等との協働の推進に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、環境の保全のため、自ら日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造について自ら取り組むと共に、市が実施する施策に協力し、事業者及び市と協力し、及び協働の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境の適正な保全及び創造を図り、地球環境の保全に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等による環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 4 事業者は、廃棄物の発生抑制、再生資源の利用等の環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 5 事業者は、前各項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する施策に協力し、市及び市民と協働の推進に努めなければならない。

## 第2章 基本施策

### (基本施策)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用等により環境への負荷の低減を促進すること。
- (2) 住みよい安全で快適な美しいまちを実現するために生活環境の保全及び環境の美化を行うこと。
- (3) 市民の安全を確保するために公害の防止及び公害に係る対策を行うこと。
- (4) 自然と豊かにふれあい、共生できる環境を保全及び創造し、それを継承すること。
- (5) 健全な経済の発展が図られ、環境と事業活動等との調和に配慮しつつ、市の発展が持続されること。
- (6) 資源を維持しつつ活用するため、多様な主体による取組を促進すること。

## 第3章 総合的かつ計画的推進

### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向性
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定しようとするときは、市民、事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第14条に規定する門真市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表) 第9条 市長は、市の環境の状況並びに環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図ることにより環境の保全及び創造について配慮するものとする。

### (公共施設の整備等)

第11条 市は、環境の保全及び創造に資する公共施設の整備に当たっては、その計画的配置に努め、環境への負荷の低減を図り、快適な環境の形成に資することとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

### (自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習の振興等) 第13条 市は、市民、事業者等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれに資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民及び事業者等が自発的に行う環境に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境に関する必要な情報を市民、事業者等に適切に提供するように努めるものとする。

### (環境審議会)

第14条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
- 3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べるができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (国及び他の地方公共団体との協力等)

第15条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

## 附則

### (施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

### (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。